

## 伊勢原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、神奈川県内の緊急事態措置に基づく休業要請等又は夜間営業時間短縮要請に協力した中小企業又は個人事業主に対し、予算の範囲内において伊勢原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業又は個人事業主 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に定める中小企業者その他法人（国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人及び同条第9号に規定する普通法人で中小企業者に該当しない者を除く法人をいう。）をいう。ただし、市長が別に定める者は除くものとする。
- (2) 休業要請等対象施設 神奈川県知事が令和2年4月10日に、施設の使用停止及び催事の開催の停止要請、施設の使用停止及び催事の開催の停止など適切な対応についての協力依頼及び営業の自粛の求め（以下「休業要請等」という。）をした別表1に掲げる施設をいう。
- (3) 夜間営業時間短縮要請対象施設 神奈川県知事が令和2年4月10日に、営業時間短縮（酒類の提供時間の短縮を含む。以下同じ。）の協力を要請（以下「夜間営業時間短縮要請」という。）した別表2に掲げる施設をいう。
- (4) 休業要請等協力事業者 休業要請等に応じて、休業要請等対象施設に該当する事業所の休業に協力した中小企業又は個人事業主のうち、休業要請等対象施設又は休業要請等対象施設内で独立的に区画された一の部分を賃借している者をいう。
- (5) 夜間営業時間短縮要請協力事業者 夜間営業時間短縮要請に応じて、夜間営業時間短縮要請対象施設に該当する事業所の夜間営業時間の短縮に協力した中小企業又は個人事業主のうち、夜間営業時間短縮要請対象施設又は夜間営業時間短縮要請対象施設内で独立的に区画された一の部分を賃借している者をいう。

(交付対象者)

第3条 協力金の交付対象者は、休業要請等協力事業者又は夜間営業時間短縮要請協力事業者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者（以下「協力事業者」という。）とする。

- (1) 休業要請等対象施設又は夜間営業時間短縮要請対象施設に該当する事業

所が市内にあること。

- (2) 神奈川県知事が休業要請等及び夜間営業時間短縮要請を実施した日（令和2年4月10日）以前に開業しており、営業の実態があること。
- (3) 神奈川県知事が休業要請等及び夜間営業時間短縮要請する期間（令和2年4月11日から5月31日まで）のうち、少なくとも令和2年4月24日から5月6日まで、休業要請等に応じて、休業要請等対象施設に該当する事業所の休業に協力したこと、また、夜間営業時間短縮要請に応じて、夜間営業時間短縮要請対象施設に該当する事業所の夜間営業時間の短縮に協力したこと。
- (4) 夜間営業時間短縮要請協力事業者の場合、夜間営業時間の短縮に協力した期間の前は、午後8時から翌日午前5時までのいずれかの間に営業の実態があったこと又は午後7時から翌日午前5時までのいずれかの間に酒類の提供を行っていたこと、かつ、夜間営業時間の短縮に協力した期間中については、酒類の提供を行う場合は午後7時までとしたうえで、営業時間を午前5時から午後8時までの間としたこと（事業所を休業した場合を含む。）又は午後8時から翌日午前5時までの間を宅配若しくはテイクアウトサービス等店内での飲食行為を伴わない営業に切り替えたこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 市が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 次のいずれかに該当する者が協力事業者に含まれないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
  - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ウ 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があ  
るもの

（交付額）

第4条 協力金の交付額は、市内に賃借している事業所数に関わらず、一の協力事業者につき、100,000円とする。

（交付の申請）

第5条 協力金の交付の申請をしようとする者は、伊勢原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、令和2年6月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、期日後の提出ができるものとする。

- (1) 本協力金の振込先が分かる書面（通帳の写し等）

- (2) 事業活動を証する書面（協力事業者が法人の場合は法人市民税の申告書、またはNPO法人、公益財団法人、公益社団法人等に係る事業報告書、協力事業者が個人の場合は青色申告決算書又は収支内訳書の写し等）
- (3) 事業活動の内容がわかる書面（食品営業、酒類提供、風俗営業、古物営業等に係る許可証又は届出書、事業所のホームページの写し等）
- (4) 協力事業者が個人の場合、本人確認の書面（運転免許証、パスポート又は保険証の写し等）
- (5) 休業要請等協力事業者の場合、休業したことがわかる書面（休業を告知するホームページや店頭ポスターの写し等）
- (6) 夜間営業時間短縮要請協力事業者の場合、夜間営業時間の短縮に協力した期間の前の営業時間及び酒類の提供を行っていた場合の提供時間がわかる書面とともに、夜間営業時間の短縮に協力した期間中については、酒類の提供を行う場合は午後7時までとしたうえで、夜間営業時間を短縮したことがわかる書面（夜間営業時間短縮を告知するホームページや店頭ポスターの写し等）
- (7) 休業要請等及び夜間営業時間短縮要請対象施設に該当する事業所の賃貸借契約書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号から第7号までの書類については、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けている事業者であることが確認できる場合は、添付を省略することができる。

（協力金の交付）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、協力金を交付すべきと認めるときは、協力金を交付するものとする。

（協力金の返還）

第7条 市長は、協力金の交付を受けた協力事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により協力金の交付を受けたとき。
  - (2) 協力金交付申請に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。
  - (3) 伊勢原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書の誓約事項に違反したとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が協力金の交付を不適当と認めるとき。
- （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和2年5月15日告示第71号）  
この告示は、令和2年5月15日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

施設の種類	要請内容
遊興施設等	施設の使用停止及び催事の開催の停止要請、施設の使用停止及び催事の開催の停止など適切な対応についての協力依頼及び営業の自粛
大学、学習塾等	
運動、遊技施設	
劇場等	
集会・展示施設	
商業施設	
文教施設	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止要請

別表 2 (第 2 条関係)

施設の種類	要請内容
食事提供施設	夜間営業時間短縮の協力要請

伊勢原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書

令和 年 月 日

伊勢原市長 殿

神奈川県の実業要請等に基づき、令和2年4月24日から令和2年5月6日までの全日、休業又は夜間営業時間短縮に協力したことから、伊勢原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業所所在地 (賃借している場合に限る)	〒259- 伊勢原市												
法人名若しくは屋号等 (又は個人事業主氏名)													
代表者役職・氏名													印
対象施設の種別 該当する番号1つに「○」	≪休業要請等協力事業者（食事提供施設以外）≫ 1. 遊興施設等 2. 大学・学習塾等 3. 運動・遊技施設 4. 劇場等 5. 集会・展示施設 6. 商業施設 7. 文教施設 ≪夜間営業時間短縮要請協力事業者（食事提供施設）≫ 8. 食事提供施設												
通常の営業時間等 (協力前の状況)	≪営業時間≫ 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで ≪酒類提供時間≫ ※提供していない場合は、記入不要です。 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで												
電話番号													
担当者の所属・氏名													
法人の記載のみ	法人番号(13桁)												
	本店所在地	〒											
	資本金	万 円		常時使用する従業員数				人					
個人の記載のみ	住所	〒											
	生年月日	大・昭・平 年 月 日生				性別		男・女					

1 交付申請額 100,000円

2 協力内容

以下の該当する項目に☑をお願いします。

また、夜間営業時間短縮要請協力事業者が夜間営業時間又は酒類提供時間を短縮した場合は、短縮後の時間についてもご記入ください。

≪1～7 休業要請等協力事業者（食事提供施設以外）≫

休業

≪8 夜間営業時間短縮要請協力事業者（食事提供施設）≫

休業

夜間営業時間短縮【短縮後：午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで】

酒類提供時間短縮【短縮後：午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで】

3 振込先 ※通帳等に記載のとおり正確に記入してください。

金融機関名							
支店名				預金種別	1：普通 2：当座		
口座番号							(7桁)
口座名義人	(カタカナ)						

注1 口座名義人は、法人の場合は当該法人、個人の場合は当該個人に限ります。

注2 預金種別は、普通の方は「1」、当座の方は「2」に○をつけてください。

注3 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。

注4 通帳等の写しを添付してください。

4 添付資料（提出漏れがないよう、該当するものに☑を入れてください。）

- 本協力金の振込先が分かる書面（通帳等の写し）
- 事業活動を証する書面  
  - 〈法人の場合〉法人市民税の申告書、またはNPO法人、公益財団法人、公益社団法人等に係る事業報告書の写し等
  - 〈個人の場合〉青色申告決算書又は収支内訳書の写し等
- 事業活動の内容がわかる書面（食品営業、酒類提供、風俗営業、古物営業等に係る許可証又は届出書、事業所のホームページの写し等）
- 協力事業者が個人の場合、本人確認の書面（運転免許証、パスポート又は保険証の写し等）
- 対象期間中に休業又は夜間営業時間を短縮したことがわかる書面  
  - 〈休業要請等協力事業者の場合〉対象期間中に休業したことがわかる書面（休業を告知するホームページや店頭ポスターの写し等）
  - 〈夜間営業時間短縮要請協力事業者の場合〉夜間営業時間短縮期間前の営業時間がわかる書面とともに、夜間営業時間短縮期間中については、酒類の提供を行う場合は午後7時までとしたうえで、夜間営業時間を短縮したことがわかる書面（夜間営業時間の短縮を告知するホームページや店頭ポスター写し等）
- 休業要請等及び夜間営業時間短縮要請対象施設に該当する事業所の賃貸借契約書の写し（対象期間を含むことが分かるもの）

5 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の活用状況

（該当するものに☑を入れてください。）

- 申請済(入金済)     申請済(入金待ち)     未申請

6 誓約事項（必ず☑を入れてください）

- 次の事項について相違ないことを誓約します。
  - (1) 第1号様式その他提出書類に記載した情報に偽りがないこと。
  - (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
  - (3) 伊勢原市が措置する指名停止期間中の者でないこと。
  - (4) 次のいずれかに該当する者が協力事業者に含まれないこと。
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下第1号様式において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
    - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
    - ウ 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
  - (5) 本協力金交付申請内容について虚偽があることが判明した場合には、交付要綱第7条に基づく協力金返還の指示にしたがうこと。
  - (6) 第1号様式その他提出書類に記載した情報について、神奈川県に提供することについて、同意すること。